

### (京都府食の安心・安全審議会)

**第25条** この条例の規定による知事の諮問のほか、食の安心・安全の確保に関する施策の策定及び実施に関する重要事項の調査審議並びに食の安心・安全行動計画の実施状況についての評価を行わせるため、京都府食の安心・安全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議及び評価のほか、食の安心・安全の確保に関する事項について、知事に建議することができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 審議会において専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。
- 5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### (趣旨)

食の安心・安全の確保に関する施策について、学識経験者のほか消費者、食品関連事業者などの意見を反映させるとともに、府の取組の透明性を高めるため、知事の附属機関である「京都府食の安心・安全審議会」を設置することを明らかにしています。

また、審議会の役割として、食の安心・安全行動計画が適切に実行されるよう、施策の実施状況について毎年評価することも規定しています。

### (解説)

審議会の役割は、①「京都府食の安心・安全行動計画」に対して意見を述べること（5条3項）、②「食の安心・安全行動計画」の実施状況を評価すること、③施策の策定、実施に関する重要事項を調査審議することなどです。

審議会の委員の人数、専門部会の設置、任命方法、任期について本条で規定していません。

審議会の組織及び運営に関する細部の事項（審議会の会長、会議手続等）については、京都府食の安心・安全推進条例施行規則に定めています。

なお、審議会の運営については、議事の透明性を図るため、専門部会を含め、原則として公開します。